■石油関連規制と規制改革の推移

1962年7月		石油業法 原油輸入の自由化に対応、石油産業の基本法として制定
1973年12月		石油需給適正化法/国民生活安定緊急措置法 （緊急時石油二法）　石油危機の経験を踏まえて制定
1976年4月		石油備蓄法　石油の安定供給確保の観点から制定
1977年5月		揮発油販売業法（揮販法） ガソリンの安定供給と品質管理の徹底等を目的として制定
1986年1月		特定石油製品輸入暫定措置法（特石法） ガソリン・灯油・軽油の輸入を要件を満たす登録事業者に限定
1987年7月	第一段階の規制改革	二次精製設備許可の弾力化
1989年3月	第一段階の規制改革	ガソリンの生産枠（PQ※）指導の廃止　※Product Quota
1989年10月	第一段階の規制改革	灯油の在庫指導の廃止
1990年3月	第一段階の規制改革	SS建設指導と転籍ルールの廃止
1991年9月	第一段階の規制改革	一次精製設備許可の弾力化
1992年3月	第一段階の規制改革	原油処理指導の廃止
1993年3月	第一段階の規制改革	重油関税割当制度（TQ※）の廃止　※Tariff Quota
1996年3月	第二段階の規制改革	特石法の廃止　石油製品の輸入自由化
1996年4月	第二段階の規制改革	揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法） （揮発油販売業法の改正による） ①強制規格、SQマークの導入　②指定地区制度の廃止
1996年4月	第二段階の規制改革	石油備蓄法改正
1997年7月	第二段階の規制改革	石油製品輸出承認制度見直し 包括承認制の導入・輸出の自由化
1997年12月	第二段階の規制改革	SSの供給元証明制度の廃止
1998年4月	第二段階の規制改革	有人給油方式のセルフSS解禁
2001年12月	第二段階の規制改革	石油業法の廃止　需給調整規制の廃止
2002年1月		石油の備蓄の確保等に関する法律（新石油備蓄法）
2009年2月		品確法の一部改正 特定加工業者の「登録制」「品質確認義務」
2009年8月		エネルギー供給構造高度化法（高度化法） 石油代替エネルギー法の見直し
2010年7月		高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準（1次告示） 重油分解装置の装備率を2013年度までに13%程度まで引き上げ
2010年11月		高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2017年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
2011年2月		地下貯蔵タンクの漏洩対策の義務付け
2012年11月		石油備蓄法改正 国内で発生した災害への対応等
2014年7月		高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準（2次告示） 残油処理装置の装備率を2016年度までに50%程度まで引き上げ
2017年10月		高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準（3次告示） 減圧蒸留残渣油処理率を2021年度に7.5%程度まで引き上げ
2018年4月		高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2022年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
2020年4月		高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2023～2027年度までの次世代バイオエタノールの利用目標量設定
2022年5月		エネルギー供給構造高度化法の改正 化石エネルギーの有効利用とエネルギー源の環境適合利用の両立
2023年4月		高度化法に基づくエネルギー源の環境適合利用の判断基準 2027年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
2024年12月		高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準（4次告示） 減圧蒸留残渣処理率を2028年度までに8.0%程度に引き上げ

（注）：上図で示したほかに、石油の保安に関する規制として保安4法（消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法）等がある